

独立行政法人国民生活センターの中期目標変更 新旧対照表

第3期中期目標（変更案）	第3期中期目標（現行）
<p>独立行政法人国民生活センター中期目標</p> <p style="text-align: right;">平成25年 2月28日 (変更) 平成27年 3月 4日 <u>(変更) 平成27年 ○月 ○日</u> 消 費 者 庁</p> <p>(略)</p> <p>1. 中期目標の期間 (略)</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する事項 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化等を推進するものとする。 また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p> <p>① <u>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、センターが策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること</u></p> <p>② <u>原則として一般競争入札等(競争性のある契約)によることとし、一般競争入札等により契約を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するとともに、一般競争入札等の割合が契約件数全体の84.1%(平成26年度実績)を下回らないよう努めること。</u></p>	<p>独立行政法人国民生活センター中期目標</p> <p style="text-align: right;">平成25年 2月28日 (変更) 平成27年 3月 4日 消 費 者 庁</p> <p>(略)</p> <p>1. 中期目標の期間 (略)</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する事項 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化等を推進するものとする。 また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p> <p>① センターが策定する「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p>

第3期中期目標（変更案）	第3期中期目標（現行）
<p>③ 契約に係る情報の公開を引き続き推進すること。</p> <p>(5) ～(6) (略)</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (略)</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>5. その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>	<p>③ 契約に係る情報の公開を引き続き推進すること。</p> <p>(5) ～(6) (略)</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (略)</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>5. その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>